

議案第 5 4 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 5 日提出
(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(城陽市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市職員の給与に関する条例（昭和26年城陽市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(期末手当) 第15条の4 略 第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略	(期末手当) 第15条の4 略 第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 略 (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 略 2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 略 4～6 略
---	--

(城陽市自治功労者表彰条例の一部改正)

第2条 城陽市自治功労者表彰条例（昭和30年城陽市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
第7条 功労者で禁錮以上の刑に処せられたときは市議会の承認を得てその礼遇を停止する。	第7条 功労者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、市議会の承認を得てその礼遇を停止する。

(城陽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 城陽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年城陽市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2) 懲戒免職者又は、これに準ずる処分を受けて退職した者 (3)・(4) 略 (5) 前各号に掲げる<u>もの</u>のほか、退職報償金を支給することが、不適当と認められる者	(退職報償金支給の制限) 第6条 退職報償金は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対しては、<u>支</u>給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者 (3)・(4) 略 (5) 前各号に掲げる<u>者</u>のほか、退職報償金を支給することが不適当と認められる者

(城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 城陽市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年城陽市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終</u>までの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を<u>終</u>わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) 略

(城陽市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第5条 城陽市ラブホテル建築規制条例（昭和59年城陽市条例第2号）の一部を次のように改正する。

。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(罰則) 第9条 第6条第1項に規定する<u>中止命令等</u>に違反した者は、<u>6カ月</u>以下の<u>懲役</u>又は30,000円以下の罰金に処する。 2 <u>第7条の規定に違反して建築物の立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、10,000円以下の罰金に処する。</u>	(罰則) 第9条 第6条第1項に規定する<u>建築工事の中止又は建築物の除却の命令</u>に違反した者は、<u>6月</u>以下の<u>拘禁刑</u>又は30,000円以下の罰金に処する。 2 <u>第7条第1項の規定による建築物の立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、10,000円以下の罰金に処する。</u>

(城陽市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 城陽市職員の退職手当に関する条例（平成2年城陽市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(退職手当の支払の差止め) 第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの	(退職手当の支払の差止め) 第24条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第25条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第23条第1項に規定する事情及び同項各号に掲げる退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後

に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第28条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第28条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第28条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相

に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第26条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第15条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第28条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第28条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第28条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第26条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相

続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 略 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から<u>第5項</u>までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。 7・8 略	相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 略 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第23条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から<u>前項</u>までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。 7・8 略
--	---

（城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例の一部改正）

第7条 城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例（平成14年城陽市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（罰則） 第35条 第33条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 （1）～（5） 略 3 次の各号の<u>一</u>に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略	（罰則） 第35条 第33条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 （1）～（5） 略 3 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 略

（城陽市暴力団排除条例の一部改正）

第8条 城陽市暴力団排除条例（平成25年城陽市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(罰則) 第 1 9 条 第 1 0 条第 5 項に規定する誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 2・3 略	(罰則) 第 1 9 条 第 1 0 条第 5 項に規定する誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1 年以下の拘禁刑又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 2・3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年（2 0 2 5 年）6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１４条第１項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔条例〕

第１４条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができる。

②・③ 略

参考資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 条例要綱

1 改正の概要

刑法（明治40年法律第45号）の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関係条例において懲役及び禁錮の規定を削除し、拘禁刑に改める。

その他、所要の文言の整理を行う。

2 施行期日

令和7年（2025年）6月1日

3 経過措置

懲役及び禁錮の廃止並びに拘禁刑の創設に伴う経過措置を規定する。